

ACSV MONTHLY LETTER

● 消費税の免税事業者

基準期間の課税売上が1,000万円未満の事業者は、消費税の納税義務が免除されています。ここで「基準期間」とは、法人であれば「前々期」、個人事業主であれば「前々年分」をいいます。

6月30日に施行された税制改正法では、さらに「特定期間」の課税売上が1,000万円未満でなければ、納税義務が免除されないことになりました。「特定期間」とは、法人であれば「前期の上半期」、個人事業主であれば「前年分の上半期」をいいます。

基準期間（前々期 or 前々年分）	年間課税売上が1,000万円未満
特定期間（前期上期 or 前年分上期）	上半期課税売上が1,000万円未満

現 行	のみで免税
平成25年1月1日以後開始する事業年度 or 年分	& で免税

特定期間の課税売上は「給与等支払総額」とすることもできます。

なお、第1期(1年目)は原則として消費税の免税義務者となりますが、資本金1,000万円以上の法人は、事業規模が小さくても第1・2期は納税義務者となります。

ただし、事業開始当初に設備投資する場合は、課税事業者であるほうが有利となる場合があります(工場建物建設や機械購入などにも消費税が含まれているからです)。この場合「課税事業者選択届出」を提出することにより、消費税が還付されるケースもあります。ただし、本来免税である第2期(2年目)も「課税事業者」となり納税義務がありますので、届出書の提出は慎重に判断する必要があります。

税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	
9月	-	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ電子メールでお願いしております)